



第9回 定時株主総会 招集ご通知

マーン株式会社

証券コード5619

日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー 9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
RoomC+D

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件

議決権行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後6時00分まで

MISSION

Extension of Healthy Life Expectancy
+ 8 Y 健康長寿社会の実現



当社は、予防医療を切り口としたヘルスケアDXを通じて健康寿命の延伸（+ 8 Y）に寄与し、一人一人が健康で幸せに過ごせる時間を創造することを目指しております。

厚生労働省の発表によると、2019年の日本人の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳であり、健康寿命は男性が72.68歳、女性が75.38歳と発表されております。

日本人は平均寿命が長いことで知られていますが、一方で平均寿命と健康寿命の差が9～12年間もあるということになります。

当社は全国の医療機関と協力して予防医療にもっとアクセスしやすい環境を創ることで、予防意識促進、生活習慣改善、病気の早期発見などへと繋げ、一人一人が健康で幸せでいられる時間の創造を目指します。

予防医療をより広げて行くことで日本から世界へと健康長寿イノベーションを広げて参ります。

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、第9回定時株主総会を2024年3月28日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、「すべての人に健康と幸せを」という企業理念のもと、全国の予防医療施設とともに人間ドック・健康診断予約プラットフォームMRSO.jpの運営をはじめ、予防医療のデジタル化を推進することで「健康寿命の延伸」を目指してまいりました。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 5619
2024年3月12日
(電子提供措置の開始日2024年3月6日)
東京都港区虎ノ門四丁目3-1
城山トラストタワー17階

マーソ株式会社

代表取締役社長 西野 恒五郎

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト▶ <https://www.mrso.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2024年3月28日（木）午前10時
2. 場 所	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC+D (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項	
報告事項	第9期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ※お願い
- ◎当日ご出席の際も、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年3月28日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後6時まで

スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後6時必着

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



! ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
商号の英文表記の変更を行うものであります。
2. 変更内容
次のとおりであります。

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、マーソ株式会社と称し、 英文ではMRSO.,Incと表示する。	(商号) 第1条 当社は、マーソ株式会社と称し、 英文ではMRSO Inc.と表示する。

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役会の規模並びに取締役候補者の選任にあたりましては、現時点で最適な人員体制になること、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材を基本とすることを前提とし、代表取締役が提案し、取締役会での協議のうえで決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。



候補者番号

1

にし の つね ご ろう
西野 恒五郎

(1978年12月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年10月 株式会社クレアティブ・コンサルティング設立 取締役副社長
- 2004年 2月 三和システム株式会社 入社同社取締役
- 2011年 1月 同社 代表取締役
- 2015年 2月 当社設立 取締役会長
- 2016年 8月 当社 取締役
- 2017年 3月 当社 代表取締役社長（現任）

所有する当社株式の数

1,323,450株

取締役在任期間

9年

取締役会出席回数

17回/17回(100%)

取締役候補者とした理由

西野恒五郎氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業以来9年間にわたり当社経営に関わり、2017年より代表取締役社長として、経営を指揮し当社を成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、優れたリーダーシップは、当社のさらなる企業価値向上に必要であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類



候補者番号

2

あべ じゅんいち
阿部 順一

(1978年10月20日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 6月 有限会社Y.I.T.C. 設立 代表取締役
2011年 9月 三和システム株式会社 執行役員
2015年 2月 同社 取締役CTO
2018年11月 当社 取締役
2019年 1月 当社 取締役 経営管理本部長
2020年 3月 当社 取締役 副社長 (現任)

所有する当社株式の数

120,500株

取締役在任期間

5年3ヶ月

取締役会出席回数

17回/17回 (100%)

取締役候補者とした理由

阿部順一氏は、技術開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2018年より当社取締役に就任しております。技術開発部門を指揮・統括するとともに、2020年より副社長として、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

すご う じゅんいち
菅生 淳一

(1985年5月19日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 三和システム株式会社 入社
 2015年2月 当社 入社
 2016年6月 当社 取締役
 2016年11月 当社 取締役 事業推進部長
 2016年12月 当社 取締役 事業推進本部長
 2017年8月 当社 取締役 ヘルステック事業本部長（現任）

所有する当社株式の数

54,000株

取締役在任期間

7年6ヶ月

取締役会出席回数

17回/17回 (100%)

取締役候補者とした理由

菅生淳一氏は、事業推進の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2016年より当社取締役に就任しております。その後も、事業推進を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類



候補者番号

4

よしだ ひろし
吉田 弘

(1965年12月29日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 ビバホーム株式会社（現 アークランズ株式会社） 入社
1998年 4月 株式会社ポプラ 入社
2000年 3月 株式会社ACCESS 入社
2005年 8月 株式会社ゴルフパートナー 入社
2008年 4月 キュービーネット株式会社（現 キュービーネットホールディングス株式会社） 入社
2019年 1月 当社 入社 経営管理部長
2020年 3月 当社 取締役経営管理本部長兼経営管理部長
2022年 3月 当社 取締役管理本部長兼管理部長（現任）

所有する当社株式の数

一株

取締役在任期間

4年

取締役会出席回数

17回/17回 (100%)

取締役候補者とした理由

吉田弘氏は、当社入社以来、管理部門に携わり、管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2020年より当社取締役に就任しております。その後も、管理部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

きくち ひでし
菊地 英樹

(1962年8月16日生)

再任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 フリーランス雑誌エディターとして独立
- 1989年 9月 株式会社ソニーマガジズ発行のゴルフ誌「BAFFY」副編集長
- 1992年 2月 株式会社エナジー 代表取締役社長（現任）
- 2017年 3月 当社 社外監査役
- 2023年 3月 当社 社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

一株

社外取締役在任期間

1年

取締役会出席回数

17回/17回 (100%)

重要な兼職状況

株式会社エナジー代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

菊地英樹氏は、長年にわたり企業経営に従事されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち菊地英樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、菊地英樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
5. 菊地英樹氏は、2023年3月30日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任しております。取締役会の出席状況は監査役期間の出席回数を含めております。

株主総会参考書類

【ご参考 取締役候補者のスキル・マトリックス】

議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は、下表のとおりです。

地位	氏名	企業経営	商品企画 ／ 開発	IT ／ 技術	マーケティング	事業推進	人事 ／ 人材開発	財務 ／ ファイナンス	法務 ／ リスクマネジメント
代表取締役 社長	西野 恒五郎	○	○		○	○	○	○	
取締役 副社長	阿部 順一		○	○		○	○		
取締役	菅生 淳一		○		○	○	○		
取締役	吉田 弘						○	○	○
社外取締役	菊地 英樹	○			○	○		○	○

(注) 上記の一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類へ移行したことに伴い、行動制限の無い社会経済活動へと回帰する中、インバウンド需要も回復し、国内景気は緩やかな回復基調が続きました。一方で、国際情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりや、世界的な金融引き締めを背景とした為替相場や原材料価格の変動による物価上昇の影響等もあり、景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の下、当社は、健康寿命の8年延伸を目指し『+8Y健康長寿社会の実現』をミッションに掲げ、人間ドック・健康診断（以下、「人間ドック・健診」）予約システムの提供等を通じて、受診者のインターネット予約と医療施設のDXを推進するヘルスケアDX実装カンパニーとして事業展開を行っております。

当社のセグメントは、ヘルステック事業の単一のみであります。サービス提供内容に応じて、「Health Care Platform（以下、「HCPF」という。）サービス」及び「DXサービス」、「大規模接種等サービス」に区分のうえ事業活動に取り組んでおります。

当社の当事業年度における経営成績は以下のとおりです。

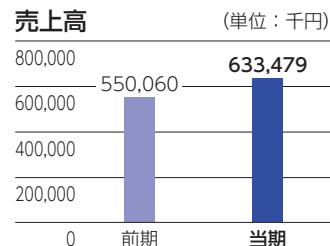
(千円)

サービス提供区分別売上	2022年12月期		2023年12月期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率
HCPFサービス売上	550,060	24.4%	633,479	35.0%	83,418	+15.2%
DXサービス売上	964,176	42.8%	1,027,179	56.8%	63,002	+6.5%
うちMRSOワクチン売上	643,059	28.6%	671,513	37.1%	28,453	+4.4%
大規模接種等サービス売上	737,187	32.8%	148,754	8.2%	△588,432	△79.8%
売上合計	2,251,424	100.0%	1,809,413	100.0%	△442,011	△19.6%

事業報告

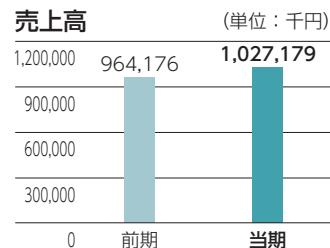
ヘルスケアプラットフォームサービス

HCPFサービスにおいては、主力サービスである人間ドック・健診予約メディア「MRSO.jp」を通じて、医療施設の予約獲得に向けたマーケティング支援を行うとともに、受診者に対して人間ドック・健診の受診促進に向けた各種情報提供等の多様なサービス提供を行っております。社会経済活動の正常化へと回帰する中、継続的な営業活動により「MRSO.jp」掲載医療施設数は順調に増加するとともに、医療施設のWEB予約枠拡大に努めました。また、受診者獲得のための積極的なWEBマーケティング活動を実施するとともに、業務提携先である生命保険会社等からの予約取扱高の増加もあり、「MRSO.jp」の予約取扱高は堅調に推移し、HCPFサービスは増収となりました。



DXサービス

DXサービスにおいては、医療施設や法人、市町村を中心とする行政に対して、主に業務効率化に資するWEB予約システムの提供を行っております。医療施設向け人間ドック・健診WEB予約システムである「MRS」は、利用施設数の増加等により予約取扱高が伸長しました。また、行政向けに提供している住民健診や新型コロナウイルスワクチン接種等に関する各種WEB予約システムについては、2023年4月からの新年度契約に向けた各種取り組みの結果、多くの市町村において継続利用されるとともに、追加のオプション利用契約や新規市町村との利用契約の獲得により、行政向け契約アカウント数は増加しました。これらの結果、DXサービスは増収となりました。



大規模接種等サービス

大規模接種等サービスにおいては、大規模接種及び職域接種会場で利用されるワクチン接種WEB予約システムの提供を行っております。新型コロナウイルス感染の収束等により接種体制が見直された結果、防衛省の自衛隊東京大規模接種会場をはじめとした国や都道府県が設置した各大規模接種会場は2023年3月末で閉鎖されたこと等に伴い、大規模接種等サービスは減収となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費については、「MRSO.jp」の集客増に係るWEB広告費の増加や大規模接種等サービス予約売上の減少による通信費の減少、前期に行った戦略的投資分の影響による固定費の減少に伴ない減少いたしました。

この結果、当事業年度における当社の売上高は1,809,413千円（前期比19.6%減）、営業利益は618,944千円（前期比37.8%減）、経常利益は601,641千円、（前期比39.6%減）、当期純利益は387,550千円（前期比40.7%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は2023年12月21日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2023年12月20日を払込期日とする公募による自己株式処分により、総額155,940千円の資金調達を行いました。

(3) 対処すべき課題

① 法定健診領域の取り込み推進

当社のHCPFサービスとして提供している人間ドック・健診の予約メディアである「MRSO.jp」は、掲載医療施設数において国内No.1ではありますが、「MRSO.jp」を通じた予約取扱高は、人間ドック・健診市場全体のうち僅かな比率であるのが実情です。人間ドック・健診を実施する医療施設では、DXの取り組みが遅延しており、現状でも電話・FAX中心の受診予約が行われております。また、一部の大企業を中心とした健保では、健診代行企業の活用がなされておりますが、当該健診代行企業を通じた人間ドック・健診予約においても電話等による予約が中心となっているところも多いことから、今後、法定健診領域の更なる取り込み拡大を通じた大きな成長余地が残っております。

このため、今後は、大手保険会社との提携効果やシステム利用者となる健保・企業の利便性を向上させるサービス機能拡充、「MRSO.jp」掲載医療施設の法定健診予約枠拡大、企業の健診業務仲介等の健康管理サービスを提供する健診代行機関や他サービスを提供する会員保有企業との提携等も視野に入れ、法定健診領域の取り込み拡大に努めてまいります。

② DXサービスの拡充

当社が主にDXサービスを提供している人間ドック・健診の実施主体となる医療施設や地方自治体は、未だに紙やFAX、電話による予約受付・管理業務が多く残っております。このため、業務の非効率性はもとより、受診者や地域住民の利便性が十分に図られていない状態にある中で、予約受付や実績管理等の各種業務プロセスにおける改善余地が多く残っております。

当社は、現在、未病における人間ドック・健診等の予約業務を中心にDXサービスを提供しておりますが、予約を起点に更なるサービス機能の拡充や新規サービスの提供を実現し、業務改善ニーズに基づくDXサービスの取り込みを図ってまいります。この取り組みの一環として、地方自治体を中心に、ヘルスケア領域に限らず行政実務全般における各種申込や受付、予約、実績管理等に関する業務効率化に資するサービス提供への支援を期待される中、行政向けDXサービスとして「MRSOフォーム」や「MRSOご予約」の提供を開始しておりますが、今後も継続的に新たなサービス開発を推進し、DXサービスの拡充を実現してまいります。

③ 人材の確保及び育成

当社は21名（2023年12月末現在）の小規模な組織であることから、更なる有効な事業展開による継続的な成長を実現するためには、エンジニア等の優秀な新規人材採用及び既存社員の能力及びスキルの向上等による人材育成は重要な課題であると考えております。

当社は、ソーシャルメディアの活用等、採用方法の多様化による採用強化を図るとともに、計画的に社員に対して多様かつ有益な研修体制を整備するとともに、公正な評価制度に基づく人事制度の構築に取り組み、人材の確保と能力の向上に努めてまいります。

④ 情報システムの整備・強化

当社が運営する「MRSO.jp」を含む各種クラウドサービスは、サービス提供にかかるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理が重要な課題であると考えております。

当社は、既にISMS及びQMS、プライバシーマークの認証を取得・更新しておりますが、市場環境の変化に応じて、随時PDCAサイクルの見直しを行い、高いセキュリティ水準を維持していくとともに、新たな技術に関する教育や研修等を通じて技術レベルの向上を図り、堅牢なサービス提供体制の構築に取り組んでまいります。

⑤ 内部管理体制の更なる強化

当社では、事業規模の拡大により従業員の増員を計画しております。このため、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を目指していくためには、業務の効率化や内部管理体制の更なる整備強化が重要な課題であると考えております。

バックオフィス業務の整備を通じた業務の標準化による効率性の追求、組織的なマネジメント活動を支援する堅牢な内部統制確立のための人員増強等を図っていくことで、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

⑥ 財務上の課題

現状においては、安定的な利益計上のもとキャッシュ・フローを創出しており、事業継続に支障を来たすような財務上の課題は認識しておりません。今後、資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針ですが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。また、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や自己資本の充実に基づく金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。各種費用対効果の検討を継続的に実施することで、財務健全性の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

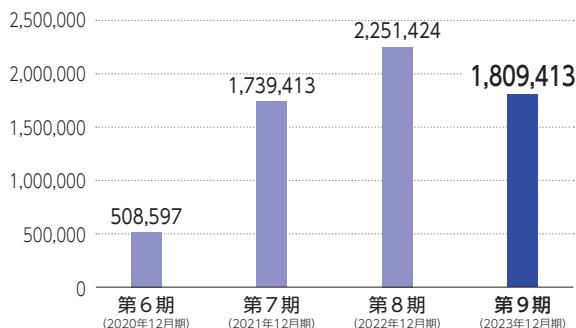
事業報告

(4) 財産及び損益の状況の推移

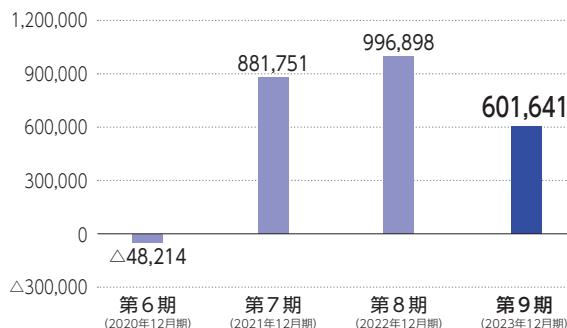
(単位：千円)

区分	期別	第6期 2020年12月期	第7期 2021年12月期	第8期 2022年12月期	第9期 (当事業年度) 2023年12月期
売上高		508,597	1,739,413	2,251,424	1,809,413
経常利益または経常損失(△)		△48,214	881,751	996,898	601,641
当期純利益または当期純損失(△)		△49,175	650,881	653,826	387,550
総資産		495,264	1,698,184	2,080,696	2,253,188
純資産		391,982	1,042,864	1,336,691	1,880,181

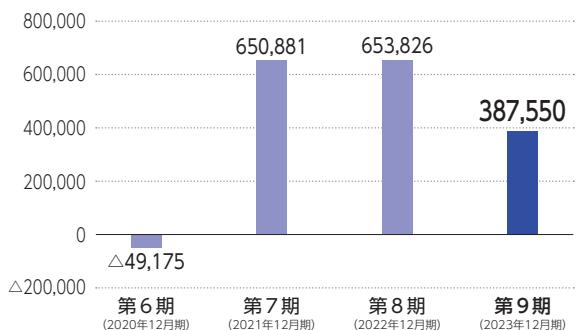
■ 売上高 (千円)



■ 経常利益又は経常損失(△) (千円)



■ 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)



■ 純資産額／総資産額 (千円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

区 分		主要な業務の内容
HCPFサービス		人間ドック・健診の予約メディア「MRSO.jp」の運営を行っております。
DX サービス	医療施設	医療施設の自社ウェブ上での人間ドック・健診予約機能の提供や、医療施設ホームページ作成・運用等を行っております。
	法 人	企業や健康保険組合向けに健診予約等の提供を行っております。
	行 政	地方自治体の住民健診予約、ワクチン接種予約機能等の提供を行っております。
大規模接種等サービス		大規模接種及び職域接種会場で利用されるワクチン接種WEB予約システムの提供を行っております。

(7) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

(8) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減数 (△)
21名	1名

(注) 従業員数にはアルバイト等は含まれておりません。

事業報告

(9) 主要な借入先及び借入額 (2023年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	15,358千円

(10) 設備投資の状況 (2023年12月31日現在)

当事業年度において実施した設備投資の総額は5,220千円であり、その主なものは、PCの購入及び商標権の取得によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 13,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 3,531,250株

(3) 株主数

普通株式 1,377名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	普通株式 (株)	持株比率
西野 恒五郎	1,323,450	37.4%
三和システム株式会社	527,700	14.9%
神田 有宏	286,900	8.1%
ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合	174,400	4.9%
株式会社SHIFT	132,700	3.7%
阿部 順一	120,500	3.4%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	112,400	3.1%
株式会社SBI証券	110,100	3.1%
Aflac Ventures LLC (常任代理人 Aflac Ventures Japan株式会社)	93,100	2.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	57,400	1.6%

(注) 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

I. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 第1回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	150個	普通株式 1,500株	自 2018年3月14日 至 2026年3月13日	1,334円	1名
合計	150個	普通株式 1,500株			1名

(注) 1. 付与数150個の内、150個は使用人として在籍中に付与されたものであります。

2. 新株予約権行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当会社または当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当会社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 第3回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	2,000個	普通株式 20,000株	自 2019年4月13日 至 2027年3月28日	1,800円	1名
合計	2,000個	普通株式 20,000株			1名

(注) 新株予約権行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当会社または当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当会社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④ 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 第5回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	5,760個	普通株式 57,600株	自 2022年4月16日 至 2030年3月29日	1,800円	3名
合計	5,760個	普通株式 57,600株			3名

(注) 新株予約権行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

II. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	西野恒五郎	—
取締役副社長	阿部順一	—
取締役ヘルステック事業本部長	菅生淳一	—
取締役管理本部長兼管理部長	吉田弘	—
取締役	菊地英樹	株式会社エナジー 代表取締役社長
常勤監査役	北村孝	—
監査役	堀越充子	熊谷綜合法律事務所
監査役	渡邊孝江	—

- (注) 1. 取締役の菊地英樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の北村孝氏、堀越充子氏、渡邊孝江氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、菊地英樹氏、北村孝氏、堀越充子氏、渡邊孝江氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。
 4. 監査役の渡邊孝江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 2023年3月30日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、熊谷信太郎氏は取締役を退任いたしました。
 6. 2023年3月30日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、菊地英樹氏は監査役を退任し取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

- 当社は、社外取締役の菊地英樹氏との間において、会社法第427条第1項及び定款第28条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

2. 当社は、監査役の北村孝氏、堀越充子氏、渡邊孝江氏との間において、会社法第427条第1項及び定款第37条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

1. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

I 取締役の報酬等

取締役（非常勤取締役を含む）の報酬等は、固定報酬と賞与により構成されており、その総額を株主総会において定めております。

固定報酬については、役職並びに取締役の経験・経営上の重要性を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、社外取締役を含む報酬委員会での諮問結果に基づき、取締役会決議により決定しております。

賞与については、固定報酬を基に業績等に応じて決定されますが、賞与支給は行っておりません。

II 監査役の報酬等

監査役（非常勤監査役を含む）の報酬等は、固定報酬のみの構成としており、その総額を株主総会において定めており、当該範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	77,850 (900)	77,850 (900)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,020 (7,020)	7,020 (7,020)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、社外監査役3名であります。
 2. 菊地英樹氏は、第8回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役(社外監査役)に、取締役期間は取締役(社外取締役)に含めて記載しております。
 3. 2023年3月30日開催の定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内(うち社外取締役分として年額10,000千円以内)であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は1名)です。
 4. 2016年8月22日開催の臨時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内であります。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名(うち社外監査役は2名)です。

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(6) 社外役員に関する事項

- 重要な兼職先である法人等と当社の関係
 - 社外取締役の菊地英樹氏は、株式会社エナジーの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 社外監査役の堀越充子氏の兼職先である熊谷総合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬1,200千円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。

事業報告

2. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	主な活動状況及び果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	菊地 英樹	17/17回 (100%)	4/4回 (100%)	自ら起業し、経営者としての豊富な経験と見識から発言を行うとともに、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会や監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
監査役	北村 孝	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)	監査役としての経験や見識に基づき、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会及び監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
	堀越 充子	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づく見地から発言を行うとともに、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会及び監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
	渡邊 孝江	14/14回 (100%)	11/11回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づく見地から発言を行うとともに、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会及び監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。

- (注) 1 当社では、他の日程と重なる等でやむを得ず取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前に資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えております。
- 2 菊地英樹氏は、2023年3月30日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任しております。取締役会の出席状況は監査役期間の出席回数を含めており、監査役会の出席状況は監査役期間の出席回数を記載しております。

3. 当社の報酬等の額及び当社親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人数	報酬等の額	親会社等または当該親会社等の子会社等からの 役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4名	7,920千円	—

(注) 当事業年度末現在の社外役員の数人は4名であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の利益の合計額	17,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算定根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任大有監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した理由を報告いたします。

また、上記の場合の他に、会計監査人の職務執行の状況、監査の品質等を総合的に判断して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、業務の適正を確保するため、2018年3月12日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2022年8月10日開催の取締役会にて一部を改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

I. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、法令や社会的規範を遵守のうえ事業活動を遂行するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制を整備し、法令遵守の徹底を図る。
- ②取締役会は、法令、定款及び社内諸規程を遵守のうえ、業務を執行するとともに、適用法令等の動向に関する情報収集を行い、社内への周知及び教育を行う。
- ③組織的または個人的な法令違反、不正行為、その他コンプライアンスに関する問題等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度の整備及び運用を行う。
- ④監査役は、「監査役監査基準」に基づき、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行状況の監査を行う。
- ⑤内部監査担当部門は、当社の内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を行う。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑦反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の情報管理に係る規程に基づき、その保存媒体に応じた適切な保存・管理を行うこととし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①企業活動上発生しうるリスクを把握し、当該リスクの回避及びリスク発生時の対応策を実施するため、リスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制を整備する。
- ②リスクマネジメント規程に基づきリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況を把握し、適切な管理を行う。
- ③リスク管理意識の向上のため、社内研修の実施等を通じて周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会における議論の質の向上及び迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
- ②定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況について、取締役会において定期的に報告、検証を行う。
- ④職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、権限と責任の範囲を明確化したうえで、効率的な職務執行体制を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、その人事については常勤監査役の同意を得て決定する。監査役よりその職務に必要な命令を受けた当該使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

②取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人にその旨を伝え、徹底を図る。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

②監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

- ②監査役は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的
に開催し、緊密な連携を図る。
- ③監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会
合を開催する。
- ④監査役から説明を求められた取締役及び使用人は、監査役に対して詳細な説明を行う。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正性を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①当社は、「リスク管理委員会」を年4回開催し、当社経営に影響を与えうるリスクの抽出
及び評価を実施したうえで、その管理低減に努めております。
- ②取締役会は社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催
し、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執
行役員は、代表取締役社長を含む管掌取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範
囲で、職務を執行しております。
- ③監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社
長及び他の取締役、内部監査担当者、監査法人との間で意見交換を実施し、情報交換等の
連携を図っております。
- ④内部監査担当者は、内部監査活動計画に基づき、各部門の業務執行の監査・内部統制監査
を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務体質の強化に加えて事業成長のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化及び収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績を勘案しながら株主への配当還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の12月31日を基準日とした期末配当を基本としており、その他年1回の6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨及び株主への機動的な利益還元を図る目的から、別途基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

【単位：千円】

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,158,958
現金及び預金	1,927,227
売掛金	194,772
前払費用	17,552
未収消費税等	17,964
その他	1,594
貸倒引当金	△153
固定資産	94,230
有形固定資産	838
建物	1,090
減価償却累計額	△959
建物（純額）	130
工具、器具及び備品	2,473
減価償却累計額	△1,764
工具、器具及び備品（純額）	708
無形固定資産	11,390
商標権	4,620
ソフトウェア	6,670
その他	100
投資その他の資産	82,001
差入保証金	27,196
繰延税金資産	54,804
資産合計	2,253,188

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	365,641
買掛金	20,620
1年内返済予定の長期借入金	7,992
未払金	65,641
未払費用	7,188
未払法人税等	18,677
預り金	5,554
営業預り金	53,749
契約負債	180,591
賞与引当金	4,534
販売促進引当金	1,091
固定負債	7,366
長期借入金	7,366
負債合計	373,007
(純資産の部)	
株主資本	1,880,181
資本金	100,000
資本剰余金	307,190
その他資本剰余金	307,190
利益剰余金	1,472,991
その他利益剰余金	1,472,991
繰越利益剰余金	1,472,991
純資産合計	1,880,181
負債・純資産合計	2,253,188

計算書類

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

【単位：千円】

科目	金額	
売上高		1,809,413
売上原価		358,552
売上総利益		1,450,860
販売費及び一般管理費		831,916
営業利益		618,944
営業外収益		
受取利息	13	
その他	1	15
営業外費用		
支払利息	17	
上場関連費用	17,259	
その他	41	17,318
経常利益		601,641
税引前当期純利益		601,641
法人税、住民税及び事業税	199,244	
法人税等調整額	14,847	214,091
当期純利益		387,550

株主資本等変動計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

【単位：千円】

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	211,250	211,250	1,085,441	1,085,441
当期変動額					
当期純利益				387,550	387,550
自己株式の処分		95,940	95,940		
当期変動額合計	－	95,940	95,940	387,550	387,550
当期末残高	100,000	307,190	307,190	1,472,991	1,472,991

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△60,000	1,336,691	1,336,691
当期変動額			
当期純利益		387,550	387,550
自己株式の処分	60,000	155,940	155,940
当期変動額合計	60,000	543,490	543,490
当期末残高	－	1,880,181	1,880,181

計算書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～5年

② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

商標権は10年で償却しております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進のための各種優待券の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社はヘルステック事業の単一セグメントであり、提供サービス内容に応じて「Health Care Platform (HCPF) サービス」、「DXサービス」、「大規模接種等サービス」で構成されており、当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

区分	サービス	履行義務の内容及び充足する時点
HCPF サービス	「MRSO.jp」による人間ドック・健診WEB予約サービス	WEB予約サービスは、医療施設との契約に基づき、エンドユーザーが医療施設を受診した時点で履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。
	「MRSO.jp」への広告掲載	広告掲載期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
DX サービス	ホームページ設置型人間ドック・健診WEB予約システム「MRS」によるWEB予約サービス	「MRSO.jp」による人間ドック・健診WEB予約サービスと同様に収益を認識しております。
	上記オプションサービス	「MRS」の各種オプションサービスは、サービス導入に対する初期費用は顧客が検収した時点で収益を認識し、そのサービス利用料は契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
	住民健診WEB予約サービス「MRSO 住民健診」	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。
	新型コロナウイルス等のワクチン接種に関するWEB予約サービス「MRSO ワクチン」	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。
大規模接種等サービス	新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。

計算書類

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 54,804千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、当社の将来の事業計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等を見積り、回収可能性を十分に検討しております。

当社は、当事業年度末時点で入手可能な情報等から、翌事業年度以降も継続して売上高が伸長するという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをしております。

なお、将来の課税所得の見積りの基礎となる仮定が異なる場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

7. 損益計算書に関する注記
該当事項はありません。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,531,250株

(2) 当事業年度末の自己株式数
該当事項はありません。

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第1回新株予約権	普通株式	44,410株
第3回新株予約権	普通株式	114,840株
第4回新株予約権	普通株式	3,000株
第5回新株予約権	普通株式	91,120株
計		253,370株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	1,388
減価償却超過額	48,074
資産除去債務	1,995
未払費用	1,467
未払事業税	1,438
その他	441
繰延税金資産小計	54,804
評価性引当金	—
繰延税金資産合計	54,804

■ 計算書類

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の所要資金として運転資金及び設備投資資金がありますが、自己資金を充当するとともに、必要に応じて銀行借入による調達を行うこととしております。なお、一時的な余裕資金については安全性の高い短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に事務所賃貸に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は、与信管理規程に従い、取引先ごとの支払期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生 の未然防止に努めております。

b 市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利での調達をしております。

また、資金運用については預金等に限定することにより、市場リスクを回避しておりますが、資本提携等により投資有価証券等を保有する場合には、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直してまいります。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「営業預り金」、「契約負債」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	27,196	26,942	△253
資産計	27,196	26,942	△253
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	15,358	15,258	△99
負債計	15,358	15,258	△99

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
売掛金	194,772	—	—	—
差入保証金	—	—	—	27,196
合計	194,772	—	—	27,196

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	7,992	7,366	—	—	—
合計	7,992	7,366	—	—	—

計算書類

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	26,942	－	26,942
資産計	－	26,942	－	26,942
長期借入金	－	15,258	－	15,258
負債計	－	15,258	－	15,258

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

返還時期を見積り、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ヘルステック事業を提供する単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	ヘルステック事業			
	HCPFサービス	DXサービス	大規模接種等サービス	計
一時点で移転されるサービス	406,526	182,620	—	589,146
一定の期間にわたり移転されるサービス	226,952	844,559	148,754	1,220,266
顧客との契約から生じる収益	633,479	1,027,179	148,754	1,809,413
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	633,479	1,027,179	148,754	1,809,413

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

計算書類

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じる当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	231,674
契約負債（期末残高）	180,591

契約負債は、主に新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約サービスにおいて顧客から受領した前受金で、システム利用期間にわたり収益へ振り替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、231,674千円です。また、当事業年度において、契約負債が51,083千円減少した主な理由は、大規模接種等サービスの年間利用契約の減少及び収益の認識に伴う取り崩しによる減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	532円44銭
1株当たり当期純利益	112円06銭

15. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2023年12月21日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年11月17日及び2023年12月4日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行について決議し、2024年1月23日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式21,500株
(3) 割当価格	1株につき2,079.20円
(4) 資本組入額	1株につき1,039.60円
(5) 割当価額の総額	44,702千円
(6) 資本組入額の総額	22,351千円
(7) 払込期日	2024年1月23日
(8) 割当先	株式会社SBI証券
(9) 資金の使途	システム開発投資、広告宣伝投資

16. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

マーソ株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 新井 努

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 本間 純子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マーソ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査報告書

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去または軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月4日

マーソ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	北 村 孝	㊟
社外監査役	堀 越 充 子	㊟
社外監査役	渡 邊 孝 江	㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC+D

南北線 六本木一丁目駅 西改札 ~会場までの道順のお問い合わせ TEL 03-5545-1722
※株主総会の内容等につきましては、お答えいたしかねます。



交通

●南北線「六本木一丁目駅」
西改札出口直結

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。